

別表第2（第2条、第3条、第4条、第8条、第9条関係）

【堺市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱 別表第2（知的障害者（児））】

種目	児者区分	性能	基準額	耐用年数	対象者	備考
介護・訓練支援用具	特殊マット	者・児 じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	67,000	5	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され、障害の程度が重度である者	原則として3歳以上の者
自立生活支援用具	頭部保護帽	者・児 転倒の衝撃から頭部を保護できる次の性質を有するもの A型…スポンジ・革を主材料に製作されたもの B型…スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの	(A型) 15,656 (B型) 37,852	3	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され、障害の程度が重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	
	特殊便器	者・児 知的障害者（児）又はその介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの	151,200	8	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され、障害の程度が重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	原則として学齢児以上の者とし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	火災警報器	者・児 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され、障害の程度が重度である者で、火災の発生を感知し、及び火災から避難することが著しく困難なもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
	自動消火器	者・児 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され、障害の程度が重度である者で、火災の発生を感知し、及び火災から避難することが著しく困難なもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属する者に限る。
	電磁調理器	者 知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定され、障害の程度が重度であるもの	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	住宅改修費給付要綱に定めるところによる。				